

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三芳町は、母子保健関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

三芳町

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ②新生児等の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑨養育医療の費用の徴取に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の26、56の2、69の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の69の2、70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各種システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

重要箇所

取組項目	項目	取組の目的	取組の形態	進捗時期	取組時期に最も貢献
令和2年10月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	電子情報法の規定に則り、特定個人情報の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	電子情報法の規定に則り、電子情報法の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. システムの名称	健康情報システム、健康情報システム、中央サーバーソフトウェア	健康情報システム、健康情報システム、中央サーバーソフトウェア(マイボータム)、中央サーバーソフトウェア	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 1. 対象人数、いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(689人)	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 1. 対象人数、いつ時点の計数か	平成26年10月10日時点	平成26年6月8日時点	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	電子情報法の規定に則り、電子情報法の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	電子情報法の規定に則り、電子情報法の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. システムの名称	健康情報システム、健康情報システム、中央サーバーソフトウェア	健康情報システム、健康情報システム、中央サーバーソフトウェア(マイボータム)、中央サーバーソフトウェア	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	健康情報システム、健康情報システム	健康情報システム、健康情報システム	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 3. 個人番号の件数、利用上の目的	健康法第19条第7項、第1項第1-第4項、第5項に電子情報法第10条等	行政手帳における特定の個人を識別するための番号の付与に関する法律(平成25年法律第27号)以下(以下「健康法」という。)第19条第7項、第1項第1-第4項、第5項、第10条第1項(主務省令で定める事項を定める命令第40条)	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 4. 情報提供システムに関する情報	健康法第19条第7項、第1項第2の70の項に電子情報法第10条等	【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の70の項	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 5. 担当業務の概要	健康情報システム、健康情報システム	健康情報システム、健康情報システム	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 1. 対象人数、いつ時点の計数か	平成26年4月20日時点	令和1年4月6日時点	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 2. 取扱い、いつ時点の計数か	平成26年10月10日時点	令和1年4月6日時点	事務	
令和2年10月10日	2. リスク対策	なし	項目追加	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	電子情報法の規定に則り、特定個人情報の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	電子情報法の規定に則り、特定個人情報の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 4. 情報提供システムに関する情報	健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項	【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の70の項	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 5. 担当業務の概要	健康情報システム、健康情報システム	健康情報システム、健康情報システム	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 4. 情報提供システムに関する情報	健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項	【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の26、56の2及び70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の70の項【情報提供】健康法第19条第7項及び別表第2の70の項	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 1. 対象人数、いつ時点の計数か	令和1年4月6日時点	令和2年2月15日時点	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 2. 取扱い、いつ時点の計数か	令和1年4月6日時点	令和2年2月15日時点	事務	
令和2年10月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	電子情報法の規定に則り、特定個人情報の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	電子情報法の規定に則り、特定個人情報の取扱い、統計報告資料作成、子-子関係の取扱いを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①電子情報法による記録取集、記録の取集、電子情報法上の取扱いに関する事務	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 1. 対象人数、いつ時点の計数か	令和2年2月15日時点	令和2年12月21日時点	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 2. 取扱い、いつ時点の計数か	令和2年2月15日時点	令和2年12月21日時点	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 1. 対象人数、いつ時点の計数か	令和2年12月21日時点	令和2年12月21日時点	事務	
令和2年10月10日	2. 個人情報保護項目 2. 取扱い、いつ時点の計数か	令和2年12月21日時点	令和2年12月21日時点	事務	
令和2年10月10日	2. リスク対策 3. 人事委員会との関係	なし	十分である	事務	様式変更のため
令和2年10月10日	2. リスク対策 1. 個人情報保護項目	個人情報保護法第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条	個人情報保護法第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条	事務	様式変更のため